

高 福 第 1 1 2 号
令 和 8 年 5 月 1 9 日

各軽費老人ホーム施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 草野 敏行（公印省略）

「令和8年度埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の改定について（通知）

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「令和8年度埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を改定いたしました。各施設におかれましては、適切な事務処理をお願いいたします。

なお、施設ごとの補助単価等を定めた設定状況表については、後日送付いたします。

記

1 適用年月日

令和8年4月1日

2 改定内容

(1) 地域区分の改定

「人事院規則9-49附則第4条附則別表第2（現「別表第1」）」に則るとされていた地域区分については、介護保険サービスと同様に「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成27年3月23日厚労告93）に則るものとする。

(2) 過年度分介護報酬改定率の反映

「【表1】サービスの提供に要する基本額（月額）」について、平成21年度から令和8年度までの介護報酬改定率（10.26%）を反映させ、補助単価を引き上げる。

3 今後の改定

(1) 定期的な改定

介護報酬改定毎に「サービスの提供に要する基本額（月額）」を見直すものとする。

(2) 令和8年度8月改定（予定）

令和8年度介護報酬改定に準じ、生活費を1日あたり100円相当額引き上げること検討している。

担 当：施設・事業者指導担当 辰田・金子

電 話：048-830-3247

メー ル：a3240-07@pref.saitama.lg.jp